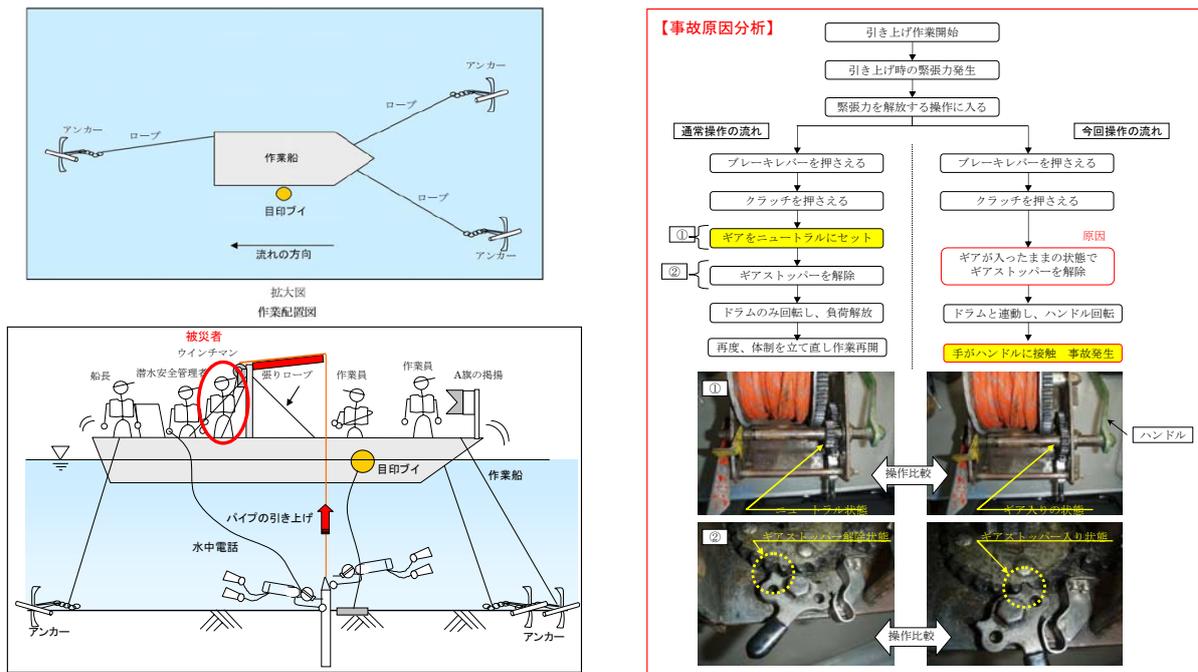


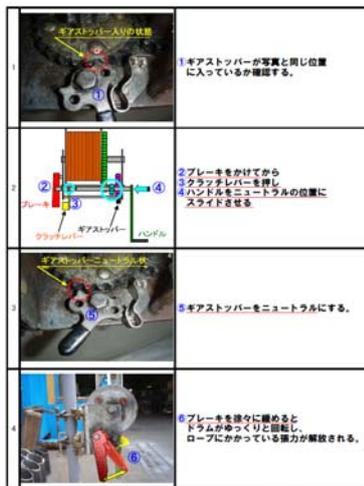
事故種類	労働災害	発生日時	平成22年6月6日 9時5分		
事故区分	労働災害	年齢性別	27歳 男性	職種	船上での作業員
被災程度(全治)	右環指基節骨骨折及び同部割挫創(全治1ヶ月を要する見込み)				
事故概要	<p>船舶を使用し堆積土砂の採取(柱状コアサンプリング)を行っていた際に、コアサンプリングの引き上げ作業中に波による船の上下左右の動きにより、巻き取りロープに強力な緊張力が働き、緊張を解放するための操作中、操作手順を誤りギアストッパーを解除した。</p> <p>被災者が緊張力が働いている状態でギアストッパーを解除したため、ドラムが回転し、その動きに連動して回転したハンドルが被災者の右手に接触し事故に至った。</p> <p>また、被災者はウインチ作業前にアンカーの固定作業を実施しており、その際に手袋を着用したままではロープの材質上滑りやすく、アンカーが固定できないことから、手袋を外しアンカー固定作業を行った。ウインチ作業に移った際に手袋の着用を忘れており、事故発生時には、被災者は手袋を着用していなかった。</p>				
事故原因等	<p>①被災者の操作ミス。 ②保護具(手袋)の着用を怠っていた。</p>				
改善策等	<p>【教育の再実施】</p> <p>① ウインチ操作マニュアルを用いた教育を再度実施し、操作方法の確認を行う。 ② ウインチ操作マニュアルの改善(わかりやすく再編集)。 【作業時及び使用装置等に関する対策】</p> <p>① 保護具着用の注意・喚起の徹底。 ② 保護具(手袋)の不用意な脱着防止のために、アンカーロープ等の改善。 具体的には、借用のアンカーの場合、ロープを自社で準備した物と交換する。(借用したロープは滑りやすい材料であった。)</p> <p>③ ウインチ操作を行うにあたり、2名1組とし、互いに注意喚起するとともに手順確認を相互に呼称確認しつつ作業を行う。 ④ ウインチの周辺には、注意を喚起するため、操作の前の保護具点検等の表示、また本体の「ブレーキ」「ストッパー」等の再着色を実施する。</p>				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	施工計画書及び作業計画書に基づいた実施手順となるようKY活動等において安全教育の徹底を図る。				

事故状況図



改善策

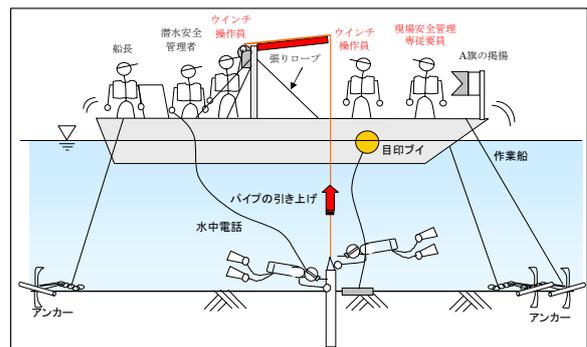
(1) ハンドウインチ操作マニュアルの改善
(例) 緊張を解放する場合(ギア比6:1を使用時)



(2) 再着色を実施
(※ブレーキ、クラッチ、ハンドル等)



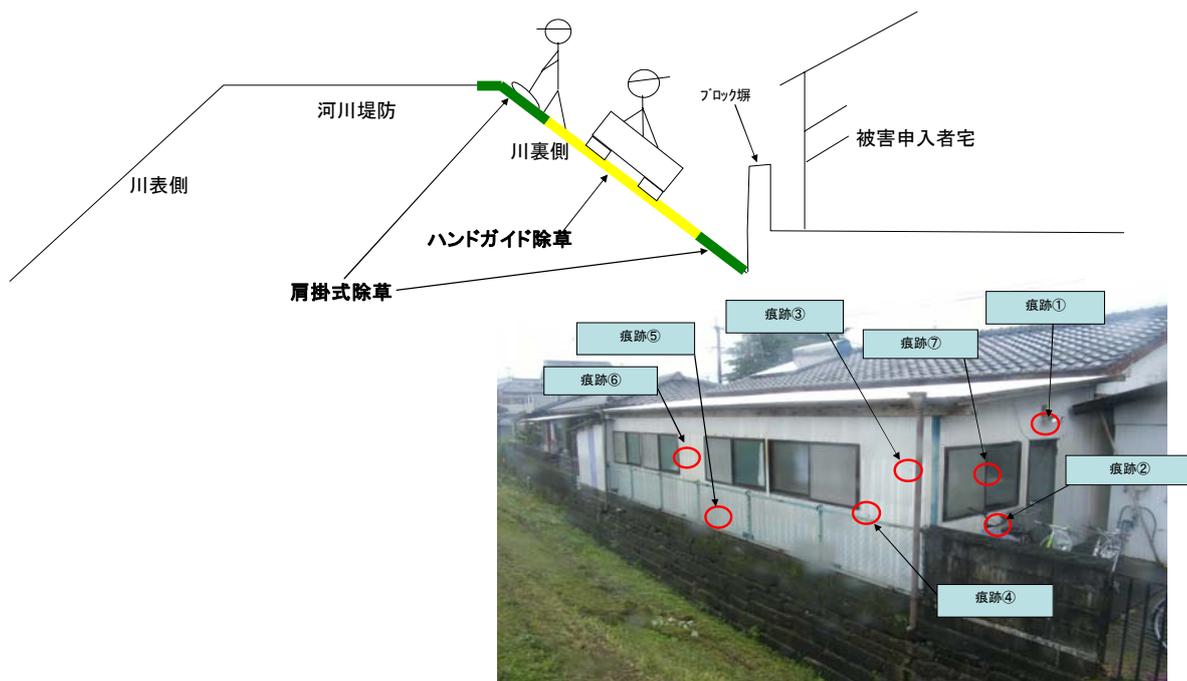
(3) 人員配置の見直し(※役割を明確化)



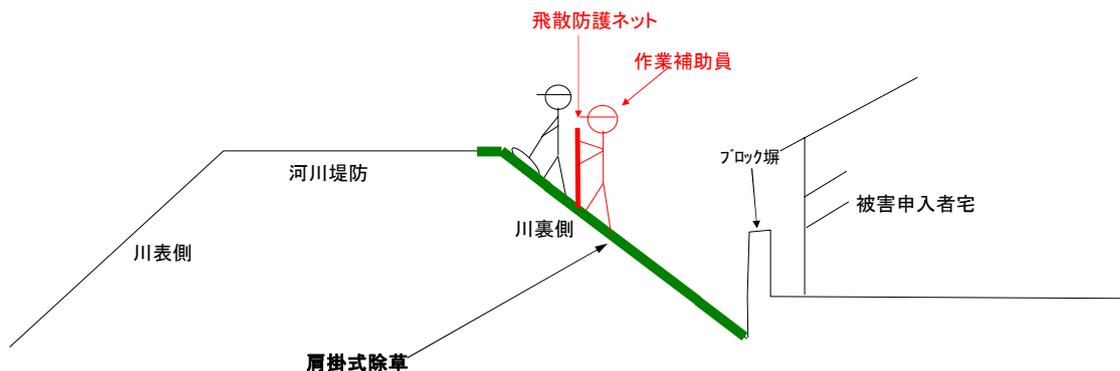
(4) 保護具着用の注意・喚起を徹底する。

事故種類	一般事故	発生日時	平成22年6月21日 午前8時～12時頃		
事故区分	公衆災害	年齢性別	—	職種	—
被災程度(全治)	住宅の窓ガラス1枚及びビニル製波板6箇所を破損				
事故概要	<p>堤防法面を肩掛式(防護カバー付き)及びハンドガイド式草刈機により除草終了後、堤防隣接の住民より、「自宅の窓ガラスが割れている」との電話連絡があり、現地にて確認したところ、窓ガラス及びビニル製波板の破損を確認した。</p> <p>なお、現場作業員は飛石及び被害の発生には、気付いていなかった。また、被災住宅の住人も除草作業中は不在であった。</p>				
7 事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> ・特記仕様書の第三者被害防止対策を施工計画書に一部反映していなかった。 ・特記仕様書及び施工計画書の記載事項を遵守せず、第三者被害の恐れがある現場で、飛散防護が徹底されていなかった。 				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> ・事前の現地調査を徹底し、保全対象物の状況の確認、適切な除草方法の選定を行う。 ・肩掛式草刈機(回転式)の除草方向を保全対象物の位置を考慮し計画する。 ・保全対象物が近接している場合は、肩掛式草刈機で除草し、飛散防護を行う。 ・日々の安全巡視で、作業計画の実施状況を確認する。 ・作業前の飛散防護具の装着確認を行う(安全日誌に確認項目を追加) 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・特記仕様書に記載されている第三者被害防止対策の徹底。 ・除草作業箇所周辺の民家や施設等については、作業前の調査と作業後の確認を行う。 ・事故が発生した場合には、直ぐに補修せずに原因を究明した後で補修を行う。 				

事故状況図



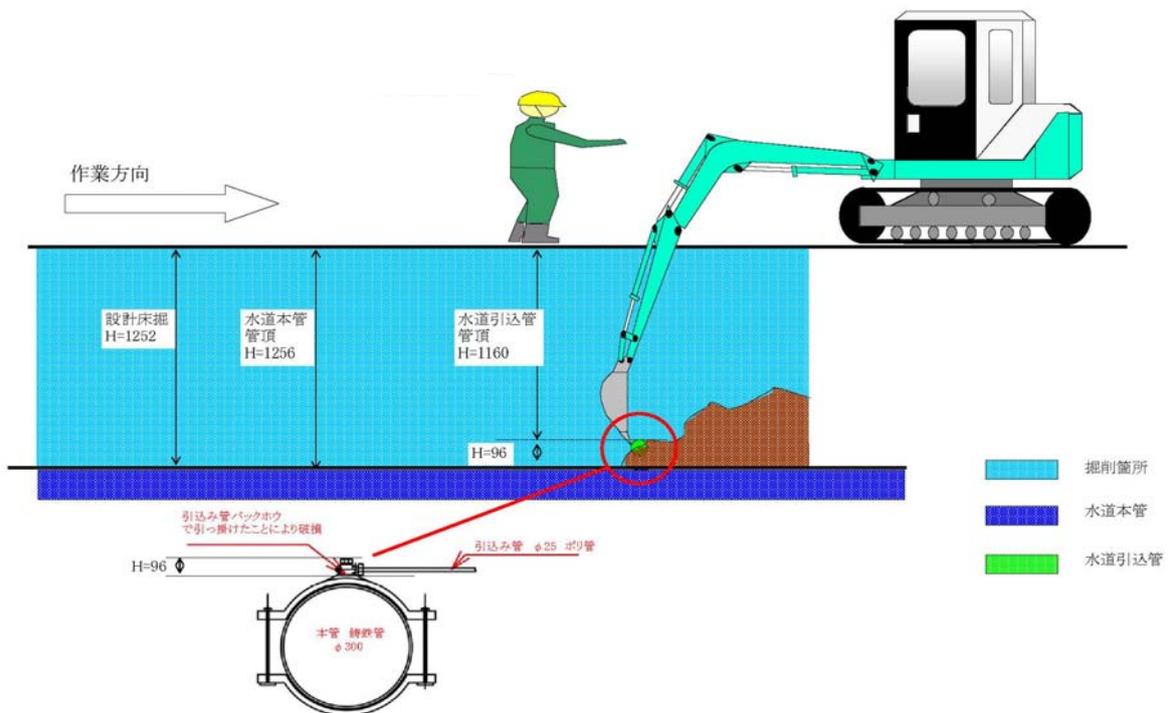
改善策



※保全対象物周辺での除草は、肩掛式草刈機を使用し、飛散防護ネットを配置する。(全延長23kmの内、3.3kmが対象)

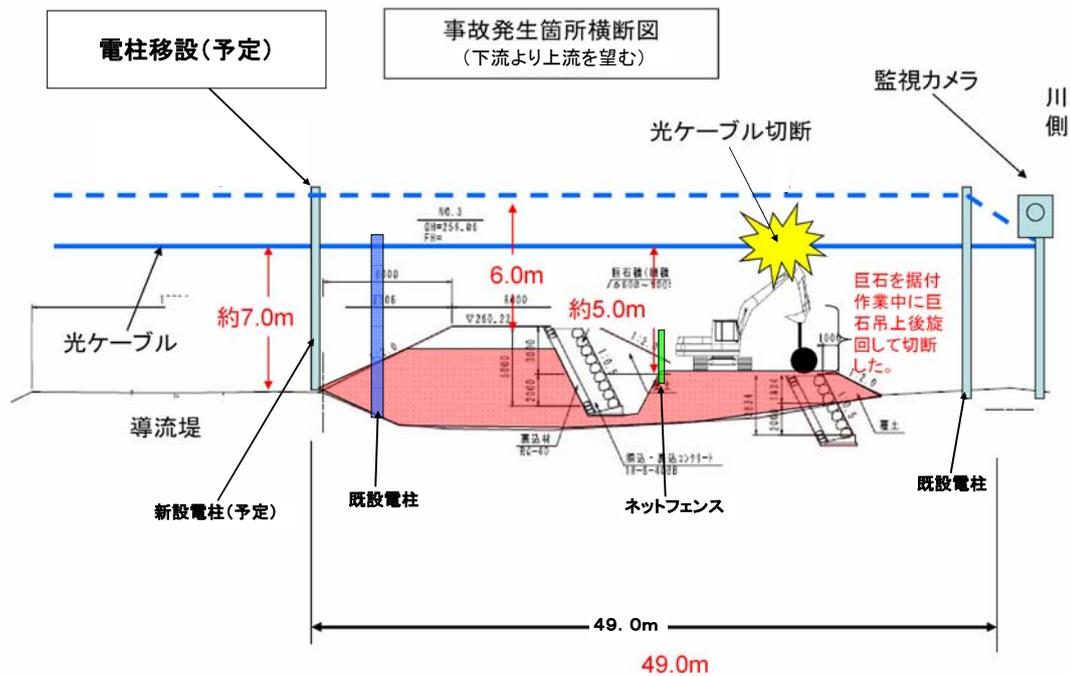
事故種類	一般事故	発生日時	平成22年6月21日 22時50分		
事故区分	公衆災害	年齢性別	—	職種	—
被災程度(全治)	水道管の破損(1戸:2時間50分停水、3戸30分停水)				
事故概要	電線共同溝の管路部の床掘をバックホウ(0.2m ³)にて行っていたところ、水道管の本管と引込み管の接続部分(分水栓)にバケット先端が接触し、損傷させた。				
事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> ・本掘削方法計画書について、下請け及び作業員に対する指導が徹底されていなかった。 ・監視員が持ち場を離れたにも係らず、BHオペレータが床掘作業を続けた。 ・地下埋設物件に近接(50cm程度)したにも係らず、人力施工に切替えずにバックホウによる作業を続けた。 ・本掘削にあたり、引込み管に対する占有者や民家への再確認が不足していた。 				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> ・埋設事故防止について、作業手順書へ明記する。 ・本掘削方法計画書や掘削作業手順書を用いてについて、安全訓練やKY活動等において、全作業員に指導・再徹底する。 ・地下埋設物件に50cm程度に近接した位置からは、人力掘削に切替える。 ・本掘削着手前までに、占有者や民家への聞き取り調査を行い、引込み管等の細部についても十分注意する。 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・「地下埋設物の事故防止に関する特記仕様書」に記載されている切断防止対策の徹底。 ・施工計画書及び作業手順書に基づいた実施手順となるようKY活動等において安全教育の徹底を図る。 ・監視員が持ち場を離れる際は作業を中止し、一人作業は行わないように徹底する。 ・地下埋設物件に50cm程度に近接した位置からは、必ず人力による掘削施工で慎重に行い、地下埋設物件の損傷防止に努める。 				

事故状況図



事故種類	一般事故	発生日時	平成22年6月22日午前11時45分		
事故区分	公衆災害	年齢性別		職種	
被災程度(全治)	事務所所有の監視カメラ画像送信用光ケーブル切断(7時間断線)				
事故概要	巨石積の作業において、巨石吊り上げ後の旋回時に、バックホウ(0.7m3)のアーム部分がを上空に架線されていた(監視カメラ画像送信用)光ケーブルに接触し、切断した。				
事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> 石積作業時の監視員が持ち場をはなれていた。 架空線に保護カバーを設置していなかった。 禁止対策及び事前対策等の点検を行っていなかった。 				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> 架空線下に標識フラッグロープを張る。 架空線下での作業とならないように、重機が架空線下で作業できないよう単管パイプ等により重機立入り禁止柵を設置する。 朝礼、危険予知活動時に危険作業や事故防止について教育の指導を徹底する。 架空線下付近での近接施工の際は、合図者(監視員)を配置する。 防護カバーを設置する。 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> 移設が必要な架空線については、工事着手前に移設を行う。 「架空線等上空施設切断防止特記仕様書」に記載されている切断防止対策の徹底。 架空線下付近での近接施工の際は、合図者(監視員)を配置する。 盛り土などにより現場状況が変化していく場合には、工事の進捗により現場確認を行いつつ、状況に応じ適切な対策を実施する。 				

事故状況図



改善策



- ・架空線下に標識フラッグロープを設置・架空線注意の看板を設置
- ・架空線移設完了まで進入禁止を行った。



- ・ビッグコーンの設置・重機が架空線下まで進入できないよう単管パイプにより立入り禁止柵の設置

事故種類	一般事故	発生日時	平成22年6月30日 22時30分		
事故区分	公衆災害	年齢性別	—	職種	—
被災程度(全治)	NTT電話線切断(不使用回線) 切断ケーブル撤去時間(20分)				
事故概要	バックホウ0.4m3(クレーン仕様)を使い、4tダンプに積んでいた資材を降ろす為の移動中に、バックホウのアームが国道を横断しているNTTの不使用電話線に接触し切断した。切断した電話線は、現在、客の申し込みがなく、不使用だったため、NTTが撤去した。なお、当該電話線は、客の申し込みがあれば需要に応じて、接続できるようにしていた。				
事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> ・荷下ろし作業が、架空線付近での作業となっていた。 ・バックホウ(クレーン仕様)は1台目の資材を降ろし終わり、方向転換して2台目の4tダンプの方へ移動する際、車道側への旋回が、一般車両の通行により出来ないため、歩道側へ旋回した。その際に、バックホウより歩道側に4tダンプが待機していたため、アームを上げてダンプキャビンを避けたが、アームを降ろし忘れ、そのまま移動した。 ・バックホウが移動する時、監視員の合図を待たずに移動した。 				
10 改善策等	<ul style="list-style-type: none"> ・作業開始前には、先ず作業員全員による「作業前架空線・埋設物の位置確認表」の確認を行い、現場状況に問題がないことを確認したのちに作業開始(準備開始)とする。また、安全巡視員は「安全点検表」により確認項目の履行がなされているか点検する。 ・移動時のアームの高さは3.8m以下(道路交通法の制限高さ以下)とし、確認方法として運転席の右ガラスに識別テープを張り、アームの角度をそれ以下にする。 ・バックホウが移動するときは、アームが下がっているかオペレーターは指差呼称で確認する。 ・バックホウが移動する時は、必ず監視員の合図により移動することとし、具体的には「監視員は、バックホウが移動・旋回するときには、アームが3.8m以下であることを確認したら、手を挙げ左右に振る。オペレーターは、その合図を確認してから操作する。」のルールを決める。 ・KY活動時、オペレーターに監視員の合図より移動することを発言させる。 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・「架空線等上空施設切断防止特記仕様書」に記載されている切断防止対策の徹底。 ・架空線下付近での近接施工の際は、監視員を配置し、監視員の合図に従い作業を行う。 				

事故状況図

